

## 宅地の復旧支援

現に居住のために使用している建物（住家の）の安全を緊急に確保するための防災対策工事に、市が助成金を交付します。

### ■対象となる工事

- 宅地内に流入した土砂、倒木など堆積物を除去するための工事
- 宅地内の斜面崩壊（放置すれば住宅に危険を及ぼす場合に限る）を防止する「土のう」設置等の仮復旧及び「よう壁」設置等の本復旧を含む防災対策工事

### ■助成の要件

- 工事費が5万円を超えること
- 家族や自治会等での復旧が困難であること

### ■助成金額

- 工事費から5万円を差し引いた額（千円未満切り捨て）

※助成金額の上限は35万円です。

### ■申請期限

9月30日（月）

※原則として工事着手前に申請書類の提出が必要ですが、緊急のため既に着手した場合も支援の対象とします。

※工事完了後には、完成写真や工事代金領収書などが必要となります。

申・問 災害対策本部宅地等防災班

☎43-7019

## 農地・農業用施設の復旧支援

ない小規模な農地や農業用施設の復旧

工事に対し、市独自の助成制度で支援します。

早期に復旧工事を行う必要があるため、市は、被災者の被害報告を受け、速やかに現場を確認し、工事の許可を行います。既に復旧済みのかたも、ご相談ください。

### ■対象となる工事

- 被災した「農地（田、畑）」及び「農業用施設（水路、道路等）」の原形復旧のための工事（例：堆積土砂の除排、崩落した畦畔の復元、水路溝畔の復元など）

※既に復旧済みの工事も対象となります。

### ■助成の要件

- 工事費が5万円を超えること
- 家族や自治会等での復旧が困難であること

### ■助成金額

- 工事費から5万円を差し引いた額（千円未満切り捨て）

※助成金額の上限は35万円です。

### ■申請期限

9月30日（月）

※原則として工事着手前に申請書類の提出が必要ですが、緊急のため既に着手した場合も支援の対象とします。

※工事完了後には、完成写真や工事代金領収書などが必要となります。

①申請者は、市へ被害報告をする。  
②市は、現場を確認し、工事の許可をする。

③申請者は、補助申請書に施工業者からの見積書、設計図書を添付し市へ提出する。  
④施工業者は、着工前から完成までの写真を整えながら、工事を行う。

⑤申請者は、工事完成後、必要書類を整え、実績報告を行う。

### ■申請期限

9月30日（月）

申・問 農林課農林整備係 ☎43-7075

## 住宅の復旧支援

大雨で住宅に被害を受けたかたは、被災住宅の復旧に市のリフォーム緊急支援事業を活用できます。

※過去に市のリフォーム補助を活用していても、今回の大雨で被害を受けたかたは対象となります。

### ■対象

●土砂災害及び浸水により被害を受け、市が被害状況を確認した住宅に居住しているかた

### ■助成金額

30万円以上の工事費の5%（千円未満切捨て）

※助成金額の上限は10万円です。

※原則として工事着手前に補助申請書類（現況写真・見積書等）の提出が必要ですが、緊急のため既に工事に着手している場合も対象とします。

※工事完了後の完成写真や工事代金領収書などが必要となります。

申・問 都市計画課建築指導係 ☎43-7083

## 災害見舞金の支給

住家（自己所有・借家）の全壊、半壊、床上浸水被害を受けたかたに、市と県から見舞金が支給されます。※市が被災状況を確認した対象者世帯へ給付します。

### ■支給額

自己所有の住家全壊

県60万円、市30万円

自己所有の住家半壊（床上浸水）

県20万円、市10万円

借家の全壊

県20万円、市10万円

借家の半壊（床上浸水）

県6万円、市3万円

問 福祉課総務係 ☎42-8100

## 災害援護資金の貸付相談

住居や家財に損害を受けた世帯の、生活立て直しのための資金について貸付相談を行います。

### ■貸付額

家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合

150万円

住居が全壊した場合

250万円

住居が半壊した場合

170万円

※所得制限があります。

問 貸付金に関するこ

福社課総務係 ☎42-8100

問 損害の程度に関するこ

災害対策本部 ☎43-7025